

津市指定暑熱避難施設募集要領

(趣旨)

- 1 熱中症による人の健康に係る被害の発生防止等を目的として、気候変動適応法の改正が令和6年4月1日に施行されました。

改正気候変動適応法において、熱中症特別警戒情報（以下「熱中症特別警戒アラート」という。）が発表された際、人命に関わる熱波から命を守る行動を取ることが困難な市民等が一時的に滞在できる施設を、指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）として、市町村長が指定できることとなりました。

つきましては、津市内の広い範囲にクーリングシェルターを設置するため、御協力いただける民間施設を募集します。

(用語の定義)

- 2 この要領で使用する用語の定義は、以下のとおりです。

- (1) 熱中症特別警戒アラート

気候変動適応法第19条の規定に基づき環境省から発表される情報のこと。

各都道府県にある暑さ指数(WBGT)計測地点(三重県は桑名、四日市、亀山、上野、津、小俣、粥見、鳥羽、南伊勢、紀伊長島、尾鷲、熊野新鹿の12か所)すべてにおける翌日の暑さ指数が35以上となることが予測され、過去に例を見ない人命に関わる熱波が発生すると見込まれる場合に、14時頃を目途に都道府県単位で発表されます。

- (2) クーリングシェルター

気候変動適応法第21条の規定に基づき市町村長が指定する施設のこと。

熱中症特別警戒アラートが発表された際、津市では、原則として不要不急の外出を控え、エアコンの効いた自宅に留まる等、過去に例を見ない人命に関わる熱波から命を守る行動を取っていただくよう呼びかけますが、自宅にエアコンが無い等の理由によりそのような行動を取ることが困難な市民等の命を守るため、熱中症特別警戒アラートが発表されている期間において一般に開放します。

(指定の条件)

- 3 クーリングシェルターとして津市が指定する施設は、次の条件を満たすことができる施設とします。

- (1) 津市内に所在する施設

- (2) 三重県に熱中症特別警戒アラートが発表された際、営業日・営業時間の範囲内で、施設の一部をクーリングシェルターとして開放することができる施設

- (3) 定期的な点検の実施等により、冷房設備が適切に管理されている施設

- (4) フードコート等、市民等が着席して滞在できる場所がある施設

- (5) クーリングシェルターとして開放した際、1時間毎の利用者数推移を記録し、

後日津市に報告することができる施設

(運用期間)

- 4 クーリングシェルターの運用期間は、熱中症特別警戒アラートの運用期間と同様、毎年4月第4水曜日から10月第4水曜日までとします。

ただし、熱中症特別警戒アラートの運用期間中に協定を締結した場合、その施設のクーリングシェルターとしての運用開始日は協定締結日とします。

(指定までの流れ)

- 5 指定までの流れは、次のとおりです。

- (1) 施設管理者から津市へ指定申込書を提出
- (2) 津市による指定申込書の審査及び現地確認（指定申込書に記載の内容は趣旨に沿っているか、指定申込書において図示された開放可能箇所（供用部分）が受入可能人数等の要件を満たすか等を確認します）
- (3) 津市から施設管理者へ指定見込みの連絡、協定書（案）の確認依頼
- (4) 施設管理者と津市との間で協定の締結
- (5) 津市ホームページ等において、施設の名称、所在地、開放可能日等及び開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数を公表
- (6) 独立行政法人環境再生保全機構が公開する「クーリングシェルターマップ」へ、施設の名称、所在地、開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数等を登録

（参考）独立行政法人環境再生保全機構「クーリングシェルターマップ」

<https://www.erca.go.jp/heatstroke/shonetsu/>

(物資の配布)

- 6 津市は、クーリングシェルターに指定した施設に対し、施設が津市指定のクーリングシェルターである旨を表示したマーク等の配布を行います。

(情報の提供)

- 7 津市は、クーリングシェルターに指定した施設に対し、熱中症特別警戒アラート発表時における情報の提供を行います。

(指定された施設の実施事項)

- 8 クーリングシェルターに指定された施設は、主に次の内容を実施します。
- (1) 各施設の出入口等の見やすい場所へ、津市指定のクーリングシェルターである旨を表示したマークの掲示
 - (2) 定期的な点検の実施等による冷房設備の適切な管理
 - (3) 市民等が一時的に滞在できる場所の設置及び維持管理

(4) 熱中症特別警戒アラートの発表に関する情報の収集

(申込方法)

- 9 クーリングシェルターに応募する施設は、持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれかの方法によって、必要事項を記載した指定申込書を下記事務担当へ提出してください。

(その他)

- 10 公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、津市が不適切と認める場合については、クーリングシェルターとして指定されない、もしくは指定を取り消す場合があります。

事務担当

〒514-8611

津市西丸之内23番1号

津市 環境部 環境政策課

地域脱炭素推進担当

電 話 059-229-3212

F A X 059-229-3354

メール 229-3139@city.tsu.lg.jp